

教職員の健康管理と労務管理について

(公財) 日本学校保健会
専務理事 弓倉 整
2018年6月20日

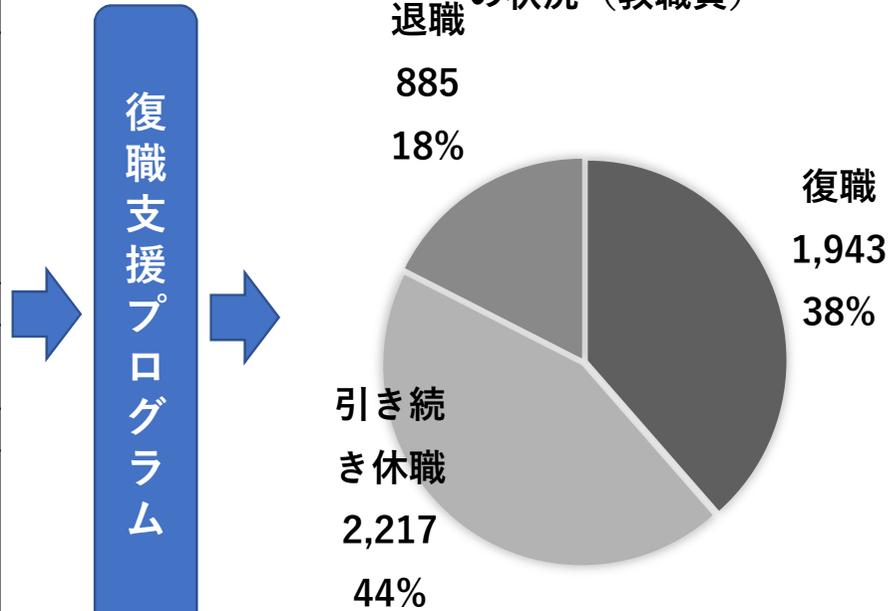
現状

公立教職員の健康管理・労務管理について

	平成28年度	病気休職者及び 一ヶ月以上の病気 休暇取得者	精神疾患患者	在職者数
学校種別	小学校	7802 (1.90%)	3668 (0.89%)	410,116
	中学校	4,158 (1.77%)	2155 (0.92%)	235,223
	義務教育学校	12 (1.28%)	6 (0.64%)	934
	高等学校	2571 (1.39%)	1193 (0.64%)	185,288
	中等教育学校	14 (0.83%)	5 (0.30%)	1,687
	特別支援学校	2242 (2.58%)	1044 (1.20%)	86,810
	小計	16,799 (1.83%)	8,071 (0.88%)	920,058
性別	男性	6455 (1.45%)	3837 (0.86%)	446,028
	女性	10344 (2.18%)	4234 (0.89%)	474,030
	小計	16,799 (1.83%)	8,071 (0.88%)	920,058
職種別	校長	196 (0.59%)	39 (0.12%)	33,185
	副校長等	345 (0.92%)	134 (0.36%)	37,418
	主幹教諭	302 (1.30%)	135 (0.58%)	23,278
	教諭等	14911 (1.95%)	7430 (0.97%)	764,785
	養護教諭等	679 (1.77%)	205 (0.53%)	38,383
	その他	366 (1.59%)	128 (0.56%)	23,009
	小計	19,799 (1.83%)	8,071 (0.88%)	920,058
年代別	20代	2062 (1.45%)	1286 (0.91%)	141,811
	30代	3914 (2.02%)	1788 (0.92%)	193,848
	40代	3933 (1.90%)	2024 (0.98%)	207,080
	50代以上	6890 (2.14%)	2973 (0.92%)	322,693
	小計	16,799 (1.94%)	8,071 (0.93%)	865,432

平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）より

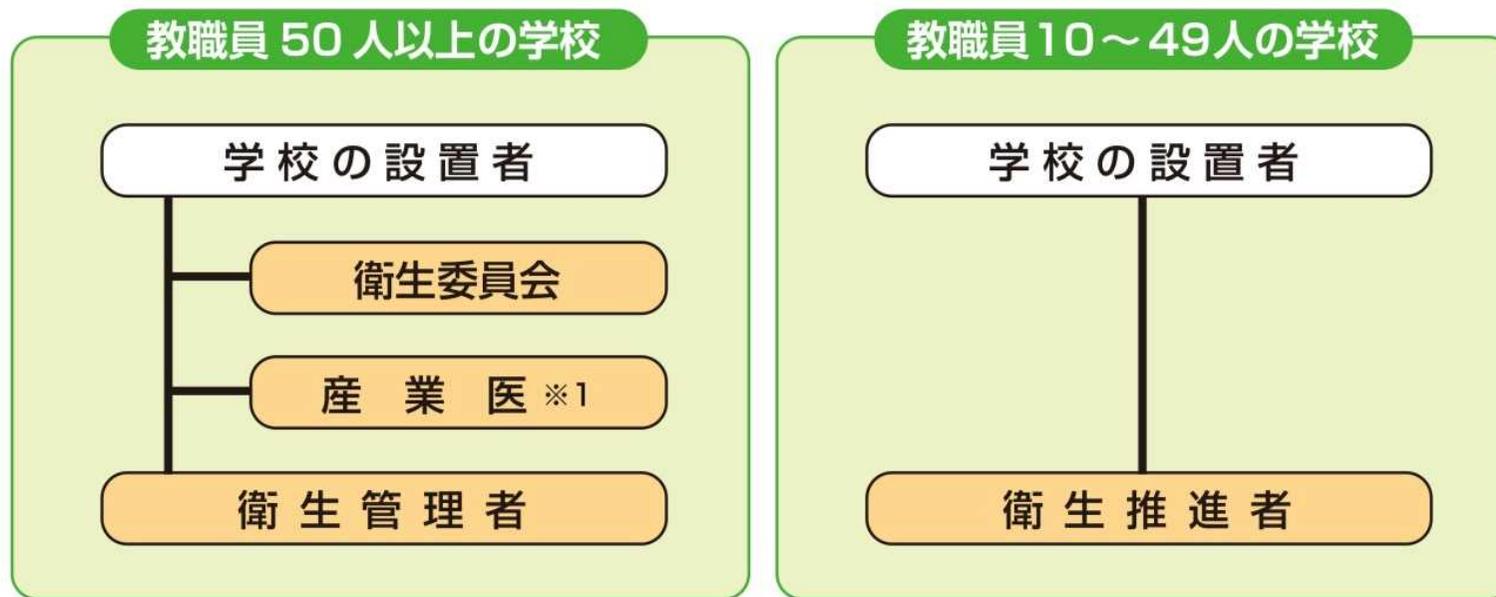
精神疾患による休職者の休職発令後の状況（教職員）



平成27年4月1日公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）より

- ・教職員の病気休職者及び一ヶ月以上の休暇取得者は1.83%で、うち精神疾患は0.88%である
- ・学校種別では小中学校、特別支援学校に多い
- ・教諭、養護教諭は病気休職者・一ヶ月以上休暇取得者が多い
- ・復職支援プログラムがあるにもかかわらず、復職できたのは38%で18%が離職している

学校も「労働安全衛生法」に基づく労働安全衛生管理が求められている



- ・ **衛生管理者**：衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から専任
- ・ **産業医**：教職員の健康管理等を行う者（厚生労働大臣が定める研修を終了する要件あり）
- ・ **衛生委員会**：衛生に関する重要事項について調査協議（校長、衛生管理者、産業医等で行う）
- ・ **衛生推進者**：衛生に係る業務を担当する者（業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者から専任

（文部科学省、「学校における労働安全衛生管理体制の整備について」より

・ **学校医及び産業医の役割**：学校医と産業医は異なる役割を持ち、産業医は労働安全衛生に関わる医師

- ・ **学校医**：学校保健安全法に役割が規定され、学校保健安全法8条健康相談・9条保健指導・13条健康診断、第17条の疾病予防措置等に携わる。15条の教職員の定期健康診断にも従事
- ・ **産業医**：労働安全衛生法に規定された職員の労働者の健康管理、その他省令で定める事項を行う医師で、作業管理・作業環境管理・健康管理等や月一回の職場巡視を行う。必要研修がある。

・ **衛生管理者・衛生推進者の役割**

衛生管理者	1. ①危険、健康障害の防止 ②安全衛生教育 ③健康診断、健康の保持増進 ④労働災害の原因調査、再発防止 ⑤その他の労働災害を防止する業務のうち衛生に係わる技術的事項の管理を行う有資格者 (安衛法第12条)	選任すべき事業場 (学校) 1. 常時50人以上の労働者を使用する事業場 (安衛法令第4条)
	2. 週一回以上の職場巡視 (安衛則第11条)	資格 ①医師 ②歯科医師 ③労働衛生コンサルタント ④厚生労働大臣の定める者 (保健担当教諭、養護教諭、他) (安衛則第10条)
衛生推進者	上記の業務を権限と責任を有する者 (事業者) の指揮を得て担当 (安衛法第12条の2)	1. 事業者：衛生に係る業務を担当する者 選任すべき事業場 (学校) 2. 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 (安衛則第12条の2) 3. 労働者に氏名の周知 (安衛則第12条の4)

全国の公立小中学校の多くは職員50人未満であり、産業医は配置されていない。

50人以上の大規模校の小中学校での産業医配置は76.5～80.9%である

高等学校は大規模校が多く、98.6%に産業医が選任されている (文部科学省、「学校における労働安全衛生管理体制の整備について」より)

教職員の健康診断の実施と事後措置

- 労働者は**労働安全衛生法**による健康診断を受けることになっているが、教職員は**学校保健安全法**において健康診断の規定が行われている。
- 健康増進法第9条1項の健康診査等指針と調和が保たれたものであること（学校保健安全法第17条3項）
- 教職員の健康診断に関する詳細は文部科学省令の学校保健安全施行規則で定められている
- **実施者**：学校の設置者（学校保健安全法第15条）
- **種類及び時期**：定期健康診断（学校保健安全法第15条）と臨時の健康診断（学校保健安全法第15条2項）
- **定期健康診断に従事する医師**：学校医は「法11条（就学時健康診断）又は法15条第1項（教職員の定期健康診断）の健康診断に従事する」ことになっている。（学校保健安全法施行規則第22条の9）
- **事後措置**：教職員の健康診断にあたった医師は、健康に異常があると認めた職員に検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して別表第2に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで指導区分を決定する（学校保健安全法施行規則第16条）
- 学校の設置者は、前条（学校保健安全法第15条）の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する適切な処置をとらなければならない（学校保健安全法第16条）

健康診断受診率と
精密検査受診率の課題

学校保健安全法と労働安全衛生法の
整合性について検討が必要ではないか

学校医と産業医の役割分担について

労働者である教職員の健康
管理と事後措置対応を学校
医が行うのか、産業医が行
うのか、責任の所在が曖昧
である

学校医が産業医の資格を
持っているとは限らず、
労働安全衛生法による管
理を兼ねるには限界があ
る

学校におけるメンタルヘルスの課題

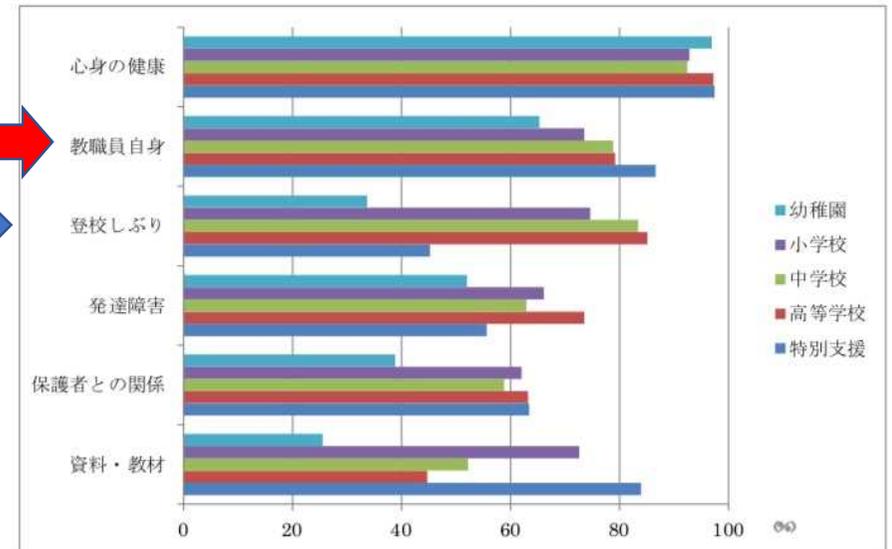
・一般企業の労働者より疲労度が強く、ストレス度も高い
教職員のメンタルヘルスの現状、文部科学省（平成24年1月）

教職員のメンタルヘルス不調の背景

- ・業務量の増加および業務の質の困難さ（残業時間の増加、通常必要な業務の時間外対応の増加）
- ・業務量の増加（保護者の関わり、報告書の増加など）
- ・求められる業務の質の困難さ（生徒指導や保護者・地域との関係対応）
- ・業務改善に対する認識の違い（校長等とその他の教職員との認識のずれなど）
- ・学校規模の特徴（校長・副校長・教頭は保護者対応などに関して、全般的に学校規模が大きいほどストレスが増加傾向）
- ・人事異動等による心理的負荷
- ・私的要因（親の介護や子育てとの両立など）
- ・強いストレスを感じる職種別事項

養護教諭が健康相談に応じている実態がある

④ 教職員から受けた相談の内容（複数回答可）



相談内容は、保護者からの相談と同様に、すべての校種において「心身の健康」が90%以上と最も高く、次いで小学校、中学校、高等学校は、「登校しぶり」に関する相談内容が高かった。
平成29年度全国養護教諭連絡協議会基本調査より

労働安全衛生法による
ストレスチェックの開始
平成27年12月より
(ただし50人未満では努力義務)

教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）
平成25年3月教職員のメンタルヘルス対策検討会議

課題（1）

- **教職員健康診断実施率向上と適切な事後措置（疾病管理を含む）**
 - 精密検査受診率の向上
 - 学校医と産業医の役割の明確化
- **学校全体、特に小規模校における労務管理の必要性に対する啓発と支援**
 - 小規模校では産業医が配置されていないことが多い
 - 学校における業務負担が増加している
 - 一般企業に比しストレスの程度が高い
- **衛生管理者・衛生推進者専任率のみならず、実際の活動および衛生委員会実施率の把握**
 - 設置率のみならず活動内容の把握が必要

課題 (2)

- **衛生管理者・衛生推進者への労働安全衛生に対する研修等の充実**
 - 衛生管理者が体育教師や養護教諭である事が多い
- **養護教諭の研修体制の見直しと労働安全衛生に対する研修の充実、複数配置基準の引き下げ**
 - 養護教諭が日常的に教職員本人の健康相談や管理職の相談にのっている現状がある
 - 多くの養護教諭が一人配置であり、経験の浅い養護教諭には負担になっている
 - 養護教諭は教育公務員特例法による初任者研修・10年経験者研修の教諭等枠に入っておらず各都道府県により研修会の受講に地域差がある（全国養護教諭連絡協議会：教員の働き方改革に向けた勉強会資料より）
- **本来業務が増えている中で、抜本的な解決を図るためには、教職員定数の拡充が必要**

過去の病気休職者の年度別状況（人事行政状況調査）

参考資料1

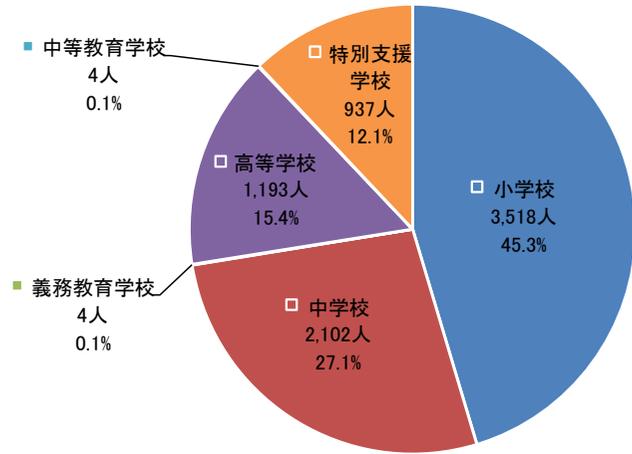
年度 (平成)	在職者数 (A)	病気休職者数 (B)	うち精神疾患 による休職者数 (C)	在職者比 B/A (%)	在職者比 C/A (%)	C/B (%)
10年度	948,350	4,376	1,715	0.46%	0.18%	39.2%
11年度	939,369	4,470	1,924	0.48%	0.20%	43.0%
12年度	930,220	4,922	2,262	0.53%	0.24%	46.0%
13年度	927,035	5,200	2,503	0.56%	0.27%	48.1%
14年度	925,938	5,303	2,687	0.57%	0.29%	50.7%
15年度	925,007	6,017	3,194	0.65%	0.35%	53.1%
16年度	921,600	6,308	3,559	0.68%	0.39%	56.4%
17年度	919,154	7,017	4,178	0.76%	0.45%	59.5%
18年度	917,003	7,655	4,675	0.83%	0.51%	61.1%
19年度	916,441	8,069	4,995	0.88%	0.55%	61.9%
20年度	915,945	8,578	5,400	0.94%	0.59%	63.0%
21年度	916,929	8,627	5,458	0.94%	0.60%	63.3%
22年度	919,093	8,660	5,407	0.94%	0.59%	62.4%
23年度	921,032	8,544	5,274	0.93%	0.57%	61.7%
24年度	921,673	8,341	4,960	0.90%	0.54%	59.5%
25年度	919,717	8,408	5,078	0.91%	0.55%	60.4%
26年度	919,253	8,277	5,045	0.90%	0.55%	61.0%
27年度	920,492	7,954	5,009	0.86%	0.54%	63.0%
28年度	920,058	7,758	4,891	0.84%	0.53%	63.0%

公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）より改変

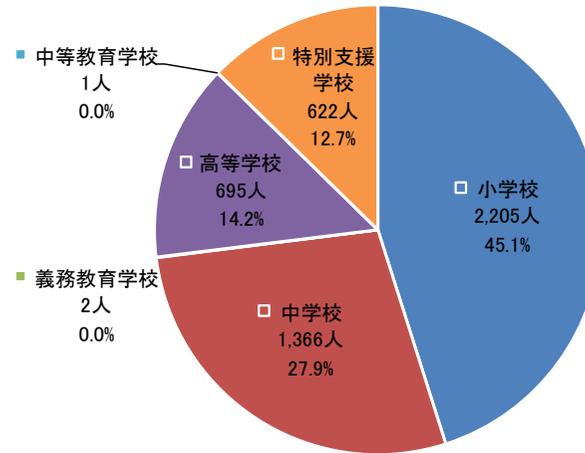
教職員の病気休職状況(平成28年度人事行政状況調査)

参考資料2

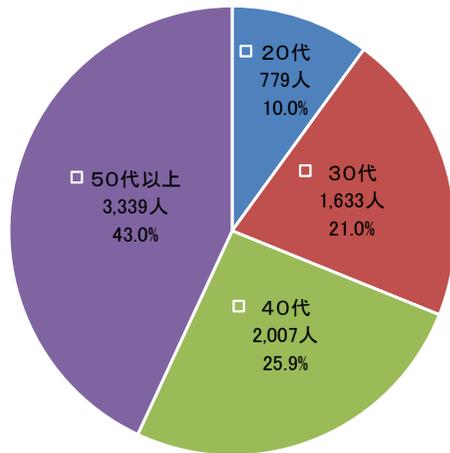
病気休職者(学校種別)



うち精神疾患(学校種別)



病気休職者(年代別)



うち精神疾患(年代別)

